

滋賀県および下流社員借入金割合

(単位: %)

団体	滋賀県	大阪府	大阪市	兵庫県						
割合	40	24	24	12						
				内訳	兵庫県	神戸市	尼崎市	西宮市	伊丹市	阪神水道企業団
					30	5.532	22.128	2.951	3.688	35.701

(昭和41年10月に下流団体へ提出した資料)

滋賀県と下流団体の負担割合が決められた理由

滋賀県は、その中央部に県の総面積の概ね6分の1のびわ湖を有しその周囲は陸地面積の約65%を占める山林により形成され、その水源の殆どは河川が、このびわ湖に流入しているのである。

このびわ湖の周囲をとりまく山林は214千ヘクタールにして、うち民有林はその95%に当たる203千ヘクタールをしめておりこの民有林の現況ならびに将来の様相はびわ湖の水資源を考えると一時なりも忽ちすべきものでなく、即ち近時京阪神はもとより、その周囲の諸産業は著しい進展を見、人口も又益々増加の傾向にあるとき、これらびわ湖に依存する水の需要は益々増大するものと考えられる。

これらの問題に対処するため早急にびわ湖に流入する河川の水源地に造林し、森林の持つ水源かん養機能を高度に高めるため、最善の施策として公社造林を進めることとされた。

一方滋賀県の長期造林計画によれば昭和60年度末までに前記の民有林面積の55%に当たる110千余ヘクタールを、保水機能の高い人工造林化することを目指しているが、このうち既に造林された面積は約40千ヘクタールで、残る70千ヘクタールについては現在の人口造林の諸施策では恐らく同年度までの進捗は40千ヘクタール程度のもと考えられる。

そこで残る30千ヘクタールについて公社造林により進めるべく計画された、しかしこの内10千ヘクタール(植栽期間15ヶ年)については、既に滋賀県が着手しているので残る20千ヘクタール分を下流関係団体がその事業に投資し、実施の計画があったが、何分短期にこれらの面積に造林することは現下の経済事情のもとでは至難が予想されるので、これを変更し取りあえず現行滋賀県の10千ヘクタールの中で関係団体が投資することとし、更に当初の15ヶ年を10ヶ年に短縮し、その負担割合は変更前の面積の概ねその割合により4分の6分が決められたものである。

なお経済事情が好転するならば当初計画の20千ヘクタールは引き続き造林することを検討されるものとする。

